

公示第 3 0 3 号

平成27年 7月31日

東 亜 道 路 健 康 保 険 組 合

理事長 丸尾 和廣

高額療養費支給手続規程の制定について

今般、別添のとおり高額療養費支給手続規程を制定したので公示します。

東亜道路健康保険組合

高額療養費支給手続規程

（目的）

第1条 この規程は健康保険法施行規則第109条に基づき、高額療養費の支給手続きを行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

（請求形式）

第2条 高額療養費は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかるものについては、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、被保険者から請求があったものとみなす。

2 療養費、第2家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したとき、被保険者から請求があったものとみなす。

（支給時期）

第3条 高額療養費は、特別な場合を除き、請求の都度、支給する。

（支給方法）

第4条 高額療養費の支給は、現金又は銀行振込により支給する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。